

資料編

- 1 前橋市環境基本条例
- 2 前橋市環境審議会運営規則
- 3 前橋市自然環境保全推進委員会設置要綱
- 4 前橋市環境基本計画推進委員会設置要綱
- 5 環境基準、規制基準等

1 前橋市環境基本条例

平成 12 年 3 月 30 日
条例第 19 号

前文

私たちのまち前橋は、雄大な赤城山を背景に利根川、広瀬川、桃ノ木川などの美しい流れと緑豊かな自然に恵まれ、市民の情熱とたゆまぬ努力により、北関東の中核都市として発展を遂げてきた。

しかしながら、本市においても、都市化の進展により、身近な自然が減少するとともに、大気汚染や水質汚濁あるいは廃棄物の増加などの環境問題が生じている。

また、私たちの日常生活や事業活動における便利さや豊かさの追求は、地球の温暖化やオゾン層の破壊など、地球環境に大きな負荷を与え、人類の存在基盤そのものを脅かすまでになっている。

もとより、恵み豊かな環境を享受することは、健康で文化的な生活を営む上での市民の権利であ

り、この環境を守り、育て、将来の世代に継承していくことは、私たちの責務でもある。

私たちは、自らの活動が私たちのまちや私たちと密接なつながりのある地域の環境、ひいては地球環境に与える影響の重大さを認識し、市、市民及び事業者が相互に協力しあって、環境への負荷の少ない循環を基調とした持続的発展が可能な社会の構築を目指さなければならない。

そこで、私たちは、恵み豊かな環境を保全していくとともに、より良い環境を築き、人と自然が共生する環境・文化都市の創造を目指し、この条例を制定する。

第 1 章 総則

（目的）

第 1 条 この条例は、良好な環境の保全及び創造について、基本理念を定め、並びに市、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、良好な環境の保全及び創造に関する施策の基本となる事項を定めることにより、これらの施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の市民の健康で安全かつ文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

（定義）

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 環境への負荷 人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。

- (2) 地球環境保全 人の活動による地球全体の温暖化又はオゾン層の破壊の進行、海洋の汚染、野生生物の種の減少その他の地球の全体又はその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全であって、人類の福祉に貢献するとともに、市民の健康で安全かつ文化的な生活の確保に寄与するものをいう。

- (3) 典型 7 公害 環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気の汚染、水質の汚濁（水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。）、土壌の汚染、騒音、振動、地盤の沈下（鉱物の掘採のための土地の掘削によるものを除く。）及び悪臭をいう。

（基本理念）

第 3 条 良好な環境の保全及び創造は、市民が健

康で安全かつ文化的な生活を営む上で必要とする環境を確保するとともに、環境の恵みが将来の世代に引き継がれるように適切に行われなければならない。

- 2 良好な環境の保全及び創造は、人と自然が共生することができ、かつ、環境への負荷が少ない循環を基調とした持続的に発展することができる社会の構築を目指して、市、市民及び事業者がそれぞれの責務に応じた役割分担の下に自主的かつ積極的に行われなければならない。
- 3 地球環境保全は、市、市民及び事業者のすべてが自らの課題であることを認識し、それぞれの日常生活及び事業活動において、相互に協力し、及び連携して推進されなければならない。

（市の責務）

第4条 市は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、良好な環境の保全及び創造に関し、地域の自然的・社会的条件に応じた基本的かつ総合的な施策を策定し、及びその実施に努めるものとする。

- 2 市は、基本理念にのっとり、自らの事業活動に伴う環境への負荷の低減に率先して努めなければならない。

（市民の責務）

第5条 市民は、基本理念にのっとり、日常生活に伴う環境への負荷の低減に自ら積極的に努めなければならない。

- 2 前項に定めるもののほか、市民は、基本理念にのっとり、良好な環境の保全及び創造に自ら積極的に努めるとともに、市が実施する良好な環境の保全及び創造に関する施策に協力しなければならない。

（事業者の責務）

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たり、自らの責任において、これに伴って生ずる公害の防止を図り、かつ、廃棄物を適正に処理し、環境への負荷の低減に努めなければならない。

- 2 事業者は、基本理念にのっとり、物の製造、加工又は販売その他の事業活動を行うに当たり、その事業活動に係る製品その他の物が使用され、又は廃棄されることによる環境への負荷の低減に努めるとともに、その事業活動において、環境に配慮した原材料、役務等を利用するように努めなければならない。

- 3 前2項に定めるもののほか、事業者は、基本理念にのっとり、良好な環境の保全及び創造に自ら積極的に努めるとともに、市が実施する良好な環境の保全及び創造に関する施策に協力しなければならない。

（環境への配慮の推進）

第7条 環境に著しい影響を与える土地の形状の変更、工作物の新設その他これらに類する事業を計画する者（環境影響評価法（平成9年法律第81号）及び群馬県環境影響評価条例（平成11年群馬県条例第19号）の適用を受ける事業を実施する者を除く。）は、その計画の立案に当たっては、環境影響評価法その他関係法令の規定に準拠して、良好な環境の保全及び創造に努めるものとする。

（年次状況書）

第8条 市長は、毎年度、環境の現状と良好な環境の保全及び創造に関して講じた施策について状況書を作成し、これを公表するものとする。

第 2 章 良好な環境の保全及び創造に関する施策の基本的事項

（基本方針）

第 9 条 良好な環境の保全及び創造に関する基本方針は、次のとおりとする。

- （1） 典型 7 公害を含めた都市型公害の改善が進み、新たな環境汚染の発生が未然に防止されるまちづくりを行うこと。
- （2） 多様な生態系が維持され、市民に潤いと安らぎを与える自然環境が守られ、はぐくまれるまちづくりを行うこと。
- （3） 水と緑、歴史等の環境資源を有効に活用し、快適な環境が創出されるまちづくりを行うこと。
- （4） 地球規模の考えを持ち、環境への負荷の低減や循環型都市の形成に向けた取組が市内各所で行われるまちづくりを行うこと。
- （5） 市民及び事業者が主体的に良好な環境の保全及び創造に関する活動に参加するまちづくりを行うこと。

（環境基本計画）

第 10 条 市長は、前条の基本方針に基づき、前橋市環境基本計画（以下「環境基本計画」という。）を定めるものとする。

- 2 環境基本計画は、良好な環境の保全及び創造に関する総合的かつ長期的な目標、施策の方向、配慮指針その他の必要な事項について定めるものとする。
- 3 市長は、環境基本計画を定めるに当たっては、市民及び事業者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。
- 4 市長は、環境基本計画を定めるに当たっては、あらかじめ前橋市環境審議会の意見を聴くものとする。
- 5 市長は、環境基本計画を定めたときは、速やかにこれを公表するものとする。
- 6 前 3 項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

（市の施策と環境基本計画との整合）

第 11 条 市は、環境に影響を及ぼすと思われる施策を策定し、及び実施するに当たっては、環境基本計画との整合を図るものとする。

（市民等の意見を聴くための措置）

第 12 条 市は、良好な環境の保全及び創造に関する施策を策定し、及び実施するに当たり、必要があると認めるときは、市民及び事業者の意見を聴くための措置を講ずるものとする。

（財政上の措置）

第 13 条 市は、良好な環境の保全及び創造に関する施策を推進するために必要な財政上の措置を講ずるように努めるものとする。

（規制の措置）

第 14 条 市は、良好な環境の保全及び創造を図るため、必要があると認めるときは、地域の特性、規制の効果及び影響等を考慮し、適切な規制の措置を講ずるものとする。

（経済的措置）

第 15 条 市は、市民及び事業者が自ら行う環境への負荷の低減に係る施設の整備その他の良好な環境の保全及び創造に関する活動を促進するため、必要があると認めるときは、経済的な助成措置を講ずるように努めるものとする。

（施設の整備等）

第 16 条 市は、一般廃棄物処理施設、公共下水道等環境の保全に資する公共施設の整備その他環境の保全上の支障を防止するための事業の推進に努めるものとする。

2 市は、地域の特性及び環境資源をいかした良好な環境を創造するための公共施設の整備に努めるものとする。

(環境に関する教育及び学習)

第 17 条 市は、市民及び事業者が良好な環境の保全及び創造に関する理解を深め、これらの者の自発的な環境への負荷の低減等良好な環境の保全及び創造に関する活動を行う意欲の増進を図るため、環境に関する教育及び学習の振興について必要な措置を講ずるものとする。

(自発的活動の支援)

第 18 条 市は、市民及び事業者が自発的に行う良好な環境の保全及び創造に関する活動を促進するために必要な措置を講ずるものとする。

(情報の提供)

第 19 条 市は、良好な環境の保全及び創造に関する活動を促進するため、個人及び法人の権利

利益の保護に配慮しつつ、良好な環境の保全及び創造に関する必要な情報の提供に努めるものとする。

(調査及び研究)

第 20 条 市は、環境の現状の把握、環境の変化の予測その他良好な環境の保全及び創造に関する施策の策定に必要な事項の調査及び研究を実施するものとする。

(監視等の体制の整備)

第 21 条 市は、良好な環境の保全及び創造に関する施策を適正に実施するため、環境の状況の把握に必要な監視、測定等の体制を整備するものとする。

第 3 章 地球環境保全の推進

第 22 条 市は、地域の良好な環境の保全及び創造を通じて地球環境保全に貢献することを基本とし、市民及び事業者と協働して地球環境保全

に関する施策を推進するものとする。

2 市は、地球環境保全に関する国際協力の推進に努めるものとする。

第 4 章 環境審議会

第 23 条 良好な環境の保全及び創造に関する基本的事項について、市長の諮問に応じ、調査審議するため、前橋市環境審議会(以下「審議会」という。)を置く。

2 審議会は、前項に規定する事項に関し、市長に意見を述べることができる。

3 審議会は、委員 20 人以内で組織する。

4 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 市民
- (2) 事業者
- (3) 学識経験を有する者
- (4) 行政機関の職員

5 委員の任期は、2 年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間

とする。

6 審議会に、専門の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員を置くことができる。

7 前各項に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、市規則で定める。

(平 12 条例 60・追加)

附則

この条例は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

附則(平成 12 年 12 月 11 日条例第 60 号)

1 この条例は、平成 13 年 4 月 1 日から施行する。

2 前橋市環境審議会条例(平成 6 年前橋市条例第 35 号)は、廃止する。

2 前橋市環境審議会運営規則

（趣旨）

第 1 条 この規則は、前橋市環境基本条例（平成 12 年前橋市条例第 19 号）第 23 条第 7 項の規定に基づき、前橋市環境審議会（以下「審議会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（会長及び副会長）

第 2 条 審議会に会長及び副会長 1 人を置き、委員の互選により定める。
2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。
3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

（臨時委員）

第 3 条 臨時委員は、専門の知識を有する者のうちから市長が委嘱する。
2 臨時委員は、専門の事項の調査審議が終了したときは、解嘱されるものとする。

（会議）

第 4 条 審議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。
2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（会議の公開）

第 5 条 審議会の会議は、原則として公開するものとする。ただし、会長は、会議の審議内容が次の各号のいずれかに該当するときは、会議の一部又は全部を非公開とすることができる。
（1）前橋市情報公開条例（平成 9 年前橋市条例第 45 号）第 6 条に規定する非公開情報に関する事項
（2）その他会議を公開することにより、公正・円滑な審議が著しく阻害され、会議の目的が達

成されないと認められる事項

（平 19 規則 9・一部改正）

（会議録）

第 6 条 会長は、次に掲げる事項を記載した会議録を作成し、保存するものとする。
（1）審議会の会議の開催年月日
（2）出席した委員及び臨時委員の氏名
（3）会議に付した案件
（4）議事の内容
（5）その他必要と認める事項
2 会議録は、会長及び会長が指定する出席委員 1 人が署名する。

（幹事）

第 7 条 審議会に、幹事若干人を置き、市職員のうちから市長が指名する。
2 幹事は、会長の命を受けて審議会の所掌事務について委員及び臨時委員を補佐する。

（庶務）

第 8 条 審議会の庶務は、環境部環境政策課において処理する。
（平 23 規則 30・一部改正）

（その他）

第 9 条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この規則は、平成 13 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 19 年 3 月 29 日規則第 9 号）

この規則は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 21 年 3 月 30 日規則第 55 号）

この規則は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 23 年 3 月 31 日規則第 30 号）

この規則は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

3 前橋市自然環境保全推進委員会設置要綱

(設置)

第1条 自然環境保全の専門機関として、環境基本計画の推進を図るため、前橋市自然環境保全推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次の事務を行う。

- (1) 環境基本計画の自然環境部門の進行管理に関すること。
- (2) 環境教育の支援及び推進に関すること。
- (3) 自然環境に関連する事業への助言等に関すること。
- (4) その他良好な環境の保全と創造に関すること。

(委員会の組織)

第3条 委員会は、委員10人以内で組織する。

2 委員は、市長が委嘱する。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年間とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長等)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 委員長は、委員会の会務を処理し、委員会を代表する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

- 2 委員会は、委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。
- 3 委員長は、必要に応じて会議に委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、環境部環境政策課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

4 前橋市環境基本計画推進委員会設置要綱

（目的）

第1条 今日の多種多様にわたる環境問題に対処し、市域の環境を保全して次の世代に引き継ぐための環境施策である「前橋市環境基本計画」の推進を図るため、前橋市環境基本計画推進委員会（以下「推進委員会」という。）を置く。

（所掌事務）

第2条 推進委員会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1)環境基本計画の推進に関すること。
- (2)環境基本計画の進捗状況の点検に関すること。
- (3)環境基本計画の見直しに関すること。
- (4)その他良好な環境の保全及び創造に関すること。

（組織）

第3条 推進委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織し、別表第1に掲げる者をもって充てる。

（委員長の職務）

第4条 委員長は、会務を総理し、推進委員会を代表する。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第5条 推進委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

（幹事会）

第6条 環境基本計画の推進に当たり、環境基本計画の進捗状況の点検及びその課題を整理するため、委員会の下部組織として、幹事会を置く。

- 2 幹事会は、幹事長、副幹事長及び幹事をもって組織し、別表第2に掲げる職にある者をもって充てる。
- 3 幹事長は、必要があると認めるときは、幹事以

外の関係職員を会議に出席させ、説明又は意見を聴くことができる。

4 幹事会は、幹事長が招集し、その議長となる。

5 副幹事長は、幹事長を補佐し、幹事長に事故があるとき、又は幹事長が欠けたときは、その職務を代理する。

（研究会）

第7条 環境基本計画を具体的に推進するための実務及び調整を行うため、幹事会の下部組織として、研究会を置く。

2 研究会は、会長、副会長及び会員をもって組織し、別表第3に掲げる職にある者をもって充てる。

3 会長は、研究会を招集し、その会務を処理する。

（報告）

第8条 推進委員会で調査・研究した事項及び計画の進捗状況については、報告書にまとめ、市長に報告するものとする。

（事務局）

第9条 推進委員会の事務局は、環境部環境政策課に置く。

（委任）

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成12年 5月15日から施行する。

附 則

この要綱は、平成13年 9月19日から施行する。

附 則

この要綱は、平成15年 4月 1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年 4月 1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年12月 5日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年 4月 1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年 4月 1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年 4月 1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年 4月 1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年 4月 1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年 4月 1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年 4月 1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年 4月 1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年 4月 1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年 4月 1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年 4月 1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年 4月 1日から施行する。

別表第 1（第 3 条関係）

委員会

委員長	倉嶋副市長
副委員長	中島副市長、環境部長
委員 (20 人)	公営企業管理者、教育長、総務部長、政策部長、財務部長、 市民部長、文化スポーツ観光部長、福祉部長、健康部長、産業経済部長、 農政部長、都市計画部長、建設部長、会計管理者、水道局長、 消防局長、議会事務局長、教育委員会事務局教育次長、 教育委員会事務局指導担当次長、監査委員事務局長

別表第 2（第 6 条関係）

幹事会

幹事長	環境部長
副幹事長	環境政策課長
幹事 (19 人)	職員課長、政策推進課長、財政課長、生活課長、文化国際課長、 社会福祉課長、保健総務課長、ごみ減量課長、廃棄物対策課長、 清掃施設課長、清掃施設整備室長、産業政策課長、農政課長、 都市計画課長、道路建設課長、（水道局）経営企画課長、 （消防局）総務課長、（議会事務局）総務課長、（教育委員会）総務課長

別表第 3（第 7 条関係）

研究会

会長	環境政策課長
副会長	環境政策課環境森林係長
会員	関係課の課長補佐又は係長 ※各課から出された担当職名を記載

5 環境基準、規制基準等

1 大気汚染に係る環境基準

物 質	環境上の条件	測定方法
二 酸 化 硫 黄※1	1 時間値の 1 日平均値が、0. 04ppm 以下であり、かつ、1 時間値が 0. 1ppm 以下であること	溶液導電率法又は紫外線蛍光法
一 酸 化 炭 素※2	1 時間値の 1 日平均値が 10ppm 以下であり、かつ 1 時間値の 8 時間平均値が 20ppm 以下であること	非分散型赤外分析計を用いる方法
浮 遊 粒 子 状 物 質※3	1 時間値の 1 日平均値が、0. 10mg/m ³ 以下であり、かつ 1 時間値が 0. 20mg/m ³ 以下であること	濾過捕集による重量濃度測定法又はこの方法によって測定された重量濃度と直線的な関係を有する量が得られる光散乱法、圧電天びん法若しくはベータ線吸収法
光化学オキシダント※4	1 時間値が 0. 06ppm 以下であること	中性ヨウ化カリウム溶液を用いる吸光光度法又は電量法、紫外線吸収法又はエチレンを用いる化学発光法
二 酸 化 窒 素※5	1 時間値の 1 日平均値が、0. 04ppm から 0. 06ppm までのゾーン内又はそれ以下であること	ザルツマン試薬を用いる吸光光度法又はオゾンを用いる化学発光法
ベ ン ゼ ン	1 年平均値が 0. 003mg/m ³ 以下であること	キャニスター若しくは捕集管により採取した試料をガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法又はこれと同等以上の性能を有すると認められる方法
トリクロロエチレン	1 年平均値が 0. 2mg/m ³ 以下であること	
テトラクロロエチレン	1 年平均値が 0. 2mg/m ³ 以下であること	
ジ ク ロ ロ メ タ ン	1 年平均値が 0. 15mg/m ³ 以下であること	
備考		
※1 二酸化硫黄：刺激性の強いガスで、1～10ppm 程度で呼吸機能に影響を及ぼす。		
※2 一酸化炭素：無色の気体で、血液中のヘモグロビンと結合し中枢神経系に影響を及ぼす。		
※3 浮遊粒子状物質：浮遊する粒子状物質であって、その粒径が 10 μ m 以下の粒子をいう。		
※4 光化学オキシダント：大気中の化学物質が太陽光の強い紫外線との光化学反応により生成されるオゾン(O ₃)、パーオキシアセチルナイトレート (PAN)などの物質をいう。		
※5 二酸化窒素：刺激性のガスで、吸入すると肺臓深部及び肺毛血管まで侵入する。		

2 水質汚濁に係る環境基準

①人の健康の保護に関する環境基準

項 目	基 準 値	項 目	基 準 値
カ ド ミ ウ ム	0.003mg/L 以下	1, 1, 2-トリクロロエタン	0.006mg/L 以下
全 シ ア ン	検出されないこと	トリクロロエチレン	0.01mg/L 以下
鉛	0.01mg/L 以下	テトラクロロエチレン	0.01mg/L 以下
六 価 ク ロ ム	0.05mg/L 以下	1, 3-ジクロロプロペン	0.002mg/L 以下
砒 素	0.01mg/L 以下	チ ウ ラ ム	0.006mg/L 以下
総 水 銀	0.0005mg/L 以下	シ マ ジ ン	0.003mg/L 以下
ア ル キ ル 水 銀	検出されないこと	チ オ ベ ン カ ル ブ	0.02mg/L 以下
ポリ塩化ビフェニル	検出されないこと	ベ ン ゼ ン	0.01mg/L 以下
ジクロロメタン	0.02mg/L 以下	セ レ ン	0.01mg/L 以下
四 塩 化 炭 素	0.002mg/L 以下	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/L 以下
1, 2-ジクロロエタン	0.004mg/L 以下	ふ つ 素	0.8mg/L 以下
1, 1-ジクロロエチレン	0.1mg/L 以下	ほ う 素	1mg/L 以下
シス-1, 2-ジクロロエチレン	0.04mg/L 以下	1 , 4 - ジ オ キ サ ン	0.05mg/L 以下
1, 1, 1-トリクロロエタン	1mg/L 以下		

備考

- 1 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。
- 2 「検出されないこと」とは、環境庁告示第59号の別表1の測定方法の欄（略）に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量下限値を下回ることをいう。
- 3 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、規格43.2.1、43.2.3、43.2.5又は43.2.6により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数0.2259を乗じたものと規格43.1により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数0.3045を乗じたものの和とする。

②生活環境の保全に関する環境基準

(1)河川（湖沼を除く。）

ア

項目 類型	利用目的の適応性	基 準 値				
		水素イオン 濃 度 (pH)	生物化学的 酸素要求量 (BOD)	浮遊物質 量 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数
AA	水道 1 級 自然環境保全及び A以下の欄に掲げる もの	6.5以上 8.5以下	1mg/L以下	25mg/L 以下	7.5mg/L 以上	50MPN/ 100mL以下
A	水道 2 級 水産 1 級 水浴及びB以下の 欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	2mg/L以下	25mg/L 以下	7.5mg/L 以上	1,000MPN/ 100mL以下
B	水道 3 級 水産 2 級 及びC以下の欄に 掲げるもの	6.5以上 8.5以下	3mg/L以下	25mg/L 以下	5mg/L以上	5,000MPN/ 100mL以下
C	水産 3 級 工業用水 1 級 及びD以下の欄に 掲げるもの	6.5以上 8.5以下	5mg/L以下	50mg/L 以下	5mg/L以上	—
D	工業用水 2 級 農業用水 及びEの欄に掲げ るもの	6.0以上 8.5以下	8mg/L以下	100mg/L 以下	2mg/L以上	—
E	工業用水 3 級 環境保全	6.0以上 8.5以下	10mg/L 以下	ごみ等の浮 遊が認めら れないこと	2mg/L以上	—
備考 1 基準値は、日間平均値とする（湖沼、海域もこれに準じる）。 なお、BOD（COD）の年間評価は75%値による。 2 農業用利水点については、水素イオン濃度 6.0 以上 7.5 以下、溶存酸素量 5 mg/L 以上とする（湖沼もこれに準ずる）。						

イ

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基 準 値		
		全亜鉛	ノ ニ ル フェノール	直鎖アルキル ベンゼンスル ホン酸及びそ の塩 (LAS)
生物 A	イワナ、サケ、マス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03 mg/L 以下	0.001 mg/L 以下	0.03 mg/L 以下
生物特 A	生物 A の水域のうち、生物 A の欄に掲げる水生生物の産卵場(繁殖場)又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03 mg/L 以下	0.0006 mg/L 以下	0.02 mg/L 以下
生物 B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03 mg/L 以下	0.002 mg/L 以下	0.05 mg/L 以下
生物特 B	生物 B の水域のうち、生物 B の欄に掲げる水生生物の産卵場(繁殖場)又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03 mg/L 以下	0.002 mg/L 以下	0.04 mg/L 以下
備考 1 基準値は年間平均値とする（湖沼、海域もこれに準ずる）。				

(2) 湖沼（天然湖沼及び貯水量 1,000 万立方メートル以上であり、かつ、水の滞留時間が 4 日間以上である人工湖）

ア

項目 類型	利用目的の適応性	基 準 値				
		水素イオン 濃 度 (pH)	化学的酸素 要 求 量 (COD)	浮遊物質 量 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数
AA	水道 1 級 水産 1 級、自然環境 保全及び A 以下の 欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	1mg/L 以下	1mg/L 以下	7.5mg/L 以上	50MPN/ 100mL 以下
A	水道 2、3 級 水産 2 級 水浴及び B 以下の 欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	3mg/L 以下	5mg/L 以下	7.5mg/L 以上	1,000MPN/ 100mL 以下
B	水産 3 級 工業用水 1 級 農業用水及び C の 欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	5mg/L 以下	15mg/L 以下	5mg/L 以上	—
C	工業用水 2 級 環境保全	6.0 以上 8.5 以下	8mg/L 以下	ごみ等の浮遊 が認められないこと	2mg/L 以上	—
備考 1 水産 1 級、水産 2 級及び水産 3 級については、当分の間、浮遊物質量の項目の基準値は適用しない。						

イ

項目 類型	利用目的の適応性	基 準 値	
		全窒素	全磷
I	自然環境保全及びⅡ以下の欄に掲げるもの	0.1mg/L以下	0.005mg/L以下
Ⅱ	水道1、2、3級（特殊なものを除く。） 水産1種、水浴及びⅢ以下の欄に掲げるもの	0.2mg/L以下	0.01mg/L以下
Ⅲ	水道3級（特殊なもの）及びⅣ以下の欄に掲げるもの	0.4mg/L以下	0.03mg/L以下
Ⅳ	水産2種及びⅤの欄に掲げるもの	0.6mg/L以下	0.05mg/L以下
Ⅴ	水産3種、工業用水、農業用水、環境保全	1mg/L以下	0.1mg/L以下
備考 1 基準値は、年間平均値とする。 2 水域類型の指定は、湖沼植物プランクトンの著しい増殖を生ずるおそれがある湖沼について行うものとし、全窒素の項目の基準値は、全窒素が湖沼植物プランクトンの増殖の要因となる湖沼について適用する。 3 農業用水については、全磷の項目の基準値は適用しない。			

（注）1 自然環境保全：自然探勝等の環境保全

2 水 道 1 級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの

〃 2 級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの

〃 3 級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの

3 水 産 1 級：ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産 2 級及び水産 3 級の水産生物用

〃 2 級：サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産 3 級の水産生物用

〃 3 級：コイ、フナ等、β—中腐水性水域の水産生物用

〃 1 種：サケ科魚類及びアユ等の水産生物用並びに水産 2 種及び水産 3 種の水産生物用

〃 2 種：ワカサギ等の水産生物用及び水産 3 種の水産生物用

〃 3 種：コイ、フナ等の水産生物用

4 工業用水 1 級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの

〃 2 級：薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの

〃 3 級：特殊の浄水操作を行うもの

5 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む）において不快感を生じない限度

ウ

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基 準 値		
		全亜鉛	ノ ニ ル フェノール	直鎖アルキル ベンゼンスル ホン酸及びそ の塩 (LAS)
生物 A	イワナ、サケ、マス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03 mg/L 以下	0.001 mg/L 以下	0.03 mg/L 以下
生物特 A	生物 A の水域のうち、生物 A の欄に掲げる水生生物の産卵場(繁殖場)又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03 mg/L 以下	0.0006 mg/L 以下	0.02 mg/L 以下
生物 B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03 mg/L 以下	0.002 mg/L 以下	0.05 mg/L 以下
生物特 B	生物 B の水域のうち、生物 B の欄に掲げる水生生物の産卵場(繁殖場)又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03 mg/L 以下	0.002 mg/L 以下	0.04 mg/L 以下

エ

項目 類型	水生生物の生息・再生産する場の適応性	基 準 値
		底層溶存酸素量
生物 1	生息段階において貧酸素耐性の低い水生生物が生息できる場を保全・再生産する水域又は再生産段階において貧酸素耐性の低い水生生物が再生産できる場を保全・再生産する水域	4.0mg/L 以下
生物 2	生息段階において貧酸素耐性の低い水生生物を除き、水生生物が生息できる場を保全・再生産する水域又は再生産段階において貧酸素耐性の低い水生生物を除き、水生生物が再生産できる場を保全・再生産する水域	3.0mg/L 以下
生物 3	生息段階において貧酸素耐性の高い水生生物が生息できる場を保全・再生産する水域、再生産段階において貧酸素耐性の高い水生生物が再生産できる場を保全・再生産する水域又は無生物域を解消する水域	2.0mg/L 以下
備考 1 基準値は日間平均値とする。		

3 生活環境項目に係る排水基準

☆生物化学的酸素要求量、化学的酸素要求量、浮遊物質、フェノール類含有量の許容限度については、法に基づく排水基準に代えて適用する排水基準（排水基準を定める条例（群馬県条例）に規定する排水基準）である。

項 目 名	許 容 限 度		
	豚房施設、牛房施設及び馬房施設以外の特定施設		豚房施設、牛房施設及び馬房施設
	排水量平均 30m³/日以上	排水量平均 30m³/日未満	
水 素 イ オ ン 濃 度	5.8 以上 8.6 以下		
生物化学的酸素要求量	25mg/L	60mg/L	80mg/L
化学的酸素要求量	25mg/L	60mg/L	80mg/L
浮 遊 物 質 量	50mg/L	70mg/L	120mg/L
ノルマルヘキサン抽出物質含有量(鉱油類)	5 mg/L		
ノルマルヘキサン抽出物質含有量(動植物油脂類)	30 mg/L		
フェノール類含有量	1 mg/L		
銅 含 有 量	3 mg/L		
亜 鉛 含 有 量	2 mg/L		
溶 解 性 鉄 含 有 量	10 mg/L		
溶解性マンガン含有量	10 mg/L		
ク ロ ム 含 有 量	2 mg/L		
大 腸 菌 群 数	日間平均 3,000 個/cm ³		
窒 素 含 有 量	120 mg/L (日間平均 60 mg/L)		
磷 含 有 量	16 mg/L (日間平均 8 mg/L)		
ホルムアルデヒド	10 mg/L		

備考

- 「日間平均」による許容限度は、1日の排出水の平均的な汚染状態について定めたものである。
- この表に掲げる排水基準は、1日当たりの平均的な排出水の量が10m³以上である工場又は事業場に係る排水について適用する。
- 水素イオン濃度及び溶解性鉄含有量についての排水基準は、硫黄鉱業（硫黄と共存する硫化鉄鉱を掘採する鉱業を含む。）に属する工場又は事業場に係る排水については適用しない。
- 水素イオン濃度、銅含有量、亜鉛含有量、溶解性鉄含有量、溶解性マンガン含有量及びクロム含有量についての排水基準は、水質汚濁防止法施行令及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令の施行の際現に湧出している温泉を利用する旅館業に属する事業場に係る排水については、当分の間、適用しない。
- 生物化学的酸素要求量についての排水基準は、海域及び湖沼以外の公共用水域に排出される排水に限って適用し、化学的酸素要求量についての排水基準は、海域及び湖沼に排出される排水に限って適用する。
- 窒素含有量についての排水基準は、窒素が湖沼植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある湖沼として環境大臣が定める湖沼、海洋植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある海域（湖沼であって水の塩素イオン含有量が9,000 mg/Lを超えるものを含む。以下同じ。）として環境大臣が定める海域及びこれらに流入する公共用水域に排出される排水に限って適用する。
- ホルムアルデヒドについての特定排水規制基準は、群馬県の生活環境を保全する条例第2条第7項に規定する水質特定施設を設置している事業者に係る特定排水に限って適用する。

（次ページへ）

（前ページより続き）

- 8 磷含有量についての排水基準は、磷が湖沼植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある湖沼として環境大臣が定める湖沼、海洋植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある海域として環境大臣が定める海域及びこれらに流入する公共用水域に排出される排出水に限って適用する。
- 9 特定事業場が異なる種類の特定施設を併せて設置する場合において、異なる許容限度の排水基準が定められているときは、それらの排水基準のうち最小の許容限度のものを当該特定事業場に係る排出水について適用する。

4 有害物質に係る排水基準

※排水量の多少に関わらず適用される排水基準

項 目 名	許 容 限 度 (単位 : mg/L)
カドミウム及びその化合物	0.03
シ ア ン 化 合 物	1
有 機 燐 化 合 物	1
鉛 及 び そ の 化 合 物	0.1
六 価 ク ロ ム 化 合 物	0.5
砒 素 及 び そ の 化 合 物	0.1
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	0.005
アルキル水銀化合物	検出されないこと
ポ リ 塩 化 ビ フ ェ ニ ル	0.003
ト リ ク ロ ロ エ チ レ ン	0.1
テトラクロロエチレン	0.1
ジ ク ロ ロ メ タ ン	0.2
四 塩 化 炭 素	0.02
1,2-ジクロロエタン	0.04
1,1-ジクロロエチレン	1
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.4
1,1,1-トリクロロエタン	3
1,1,2-トリクロロエタン	0.06
1,3-ジクロロプロペン	0.02
チ ウ ラ ム	0.06
シ マ ジ ン	0.03
チ オ ベ ン カ ル ブ	0.2
ベ ン ゼ ン	0.1
セレン及びその化合物	0.1
ほう素及びその化合物	10
ふっ素及びその化合物	8
アンモニア、アンモニウム化合物、 亜硝酸化合物及び硝酸化合物	アンモニア性窒素に0.4を乗じたもの、亜硝酸性 窒素及び硝酸性窒素の合計量 100
1,4-ジ オ キ サ ン	0.5

備考

- 「検出されないこと」とは、排水基準を定める省令第2条の規定に基づき環境大臣が定める方法により排出水の汚染状態を検定した場合において、その結果が当該検定方法の定量限界を下回することをいう。
- 砒素及びその他の化合物についての排水基準は、水質汚濁防止法施行令及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令（昭和49年政令第363号）の施行の際現にゆう出している温泉（温泉法（昭和23年法律第125号）第2条第1項に規定するものをいう。）を利用する旅館業に属する事業場に係る排水水については、当分の間、適用しない。

5 ダイオキシン類に係る環境基準

媒 体	基 準 値	測 定 方 法
大 気	0.6pg-TEQ/m ³ 以下	ポリウレタンフォームを装着した採取筒をろ紙後段に取り付けたエアサンプラーにより採取した試料を高分解能ガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法
水 質 (水底の底質を除く。)	1pg-TEQ/L 以下	日本工業規格 K0312 に定める方法
水底の底質	150pg-TEQ/g 以下	水底の底質中に含まれるダイオキシン類をソックスレー抽出し、高分解能ガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法
土 壌	1,000pg-TEQ/g 以下	土壌中に含まれるダイオキシン類をソックスレー抽出し、高分解能ガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法（ポリ塩化ジベンゾフラン等（ポリ塩化ジベンゾフラン及びポリ塩化ジベンゾ - パラ - ジオキシンをいう。以下同じ。）及びコプラナーポリ塩化ビフェニルをそれぞれ測定するものであって、かつ、当該ポリ塩化ジベンゾフラン等を 2 種類以上のキャピラリーカラムを併用して測定するものに限る。）

備考

- 1 基準値は、2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシンの毒性に換算した値とする。
- 2 大気及び水質（水底の底質を除く。）の基準値は、年間平均値とする。
- 3 土壌中に含まれるダイオキシン類をソックスレー抽出又は高圧流体抽出し、高分解能ガスクロマトグラフ質量分析計、ガスクロマトグラフ四重極形質量分析計又はガスクロマトグラフ三次元四重極形質量分析計により測定する方法（この表の土壌の欄に掲げる測定方法を除く。以下「簡易測定方法」という。）により測定した値（以下「簡易測定値」という。）に 2 を乗じた値を上限、簡易測定値に 0.5 を乗じた値を下限とし、その範囲内の値をこの表の土壌の欄に掲げる測定方法により測定した値とみなす。
- 4 土壌にあっては、環境基準が達成されている場合であって、土壌中のダイオキシン類の量が 250pg-TEQ/g 以上の場合（簡易測定方法により測定した場合にあっては、簡易測定値に 2 を乗じた値が 250pg-TEQ/g 以上の場合）には、必要な調査を実施することとする。

6 騒音に係る環境基準

単位：dB

地域の類型		基 準 値		備 考
	地域の区分	昼間	夜間	
AA		50	40	特に静穏を要する地域
A		55	45	専ら住居の用に供される地域
	2 車線以上の道路 に面する地域	60	55	
B		55	45	主に住居の用に供される地域
	2 車線以上の道路 に面する地域	65	60	
C		60	50	相当数の住居と併せて商業、工業等の 用に供される地域
	車線を有する道路 に面する地域	65	60	

※計量は、A特性を用いる。評価手法は等価騒音レベルによるものとする。

時間の区分は、昼間を午前6時から午後10時までの間とし、夜間を午後10時から翌日の6時までの間とする。

道路に面する地域とは、道路交通騒音が支配的な音源である地域を指す。

7 幹線交通を担う道路に近接する地域における環境基準

単位：dB

時間の区分		備考
昼間	夜間	
70	65	個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときは、屋内へ透過する騒音に係る基準（昼間45、夜間40）によることができる。

※計量は、A特性を用いる。評価手法は等価騒音レベルによるものとする。

時間の区分は、昼間を午前6時から午後10時までの間とし、夜間を午後10時から翌日の6時までの間とする。

※幹線交通を担う道路の指定（平成13年3月30日群馬県告示第196号）

- (1) 道路法（昭和27年法律第180号）第3条に規定する高速自動車国道、一般国道、県道及び市町村道（市町村道にあっては4車線以上の車線を有する区間に限る。）
- (2) (1)に掲げる道路のほか、道路運送法（昭和26年法律第183号）第2条第8項に規定する一般自動車道であって都市計画法施行規則（昭和44年建設省令第49号）第7条第1号に定める自動車専用道路

※幹線交通を担う道路に近接する空間の範囲

- (1) 2車線以下の車線を有する幹線交通を担う道路：道路端から15メートルの範囲
- (2) 2車線を越える車線を有する幹線交通を担う道路：道路端から20メートルの範囲

8 騒音地域の類型、区域の区分

地域の 類型	区域の区分	用 途 地 域
A	第 1 種区域	都市計画法第 8 条第 1 項第 1 号の規定により定められた用途地域（以下「用途地域」という。）のうち第一種低層住居専用地域及び第二種低層住居専用地域並びに鶴が谷町の区域
	第 2 種区域	用途地域のうち第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域
B		用途地域のうち第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、市街化調整区域（多田山産業団地の一部（前橋市域）を除く）、大胡支所の所管区域のうち第 3 種区域を除く区域、宮城支所及び粕川支所の所管区域のうち前橋勢多都市計画区域であって、第 3 種区域を除く区域、富士見支所の所管区域
C	第 3 種区域	用途地域のうち近隣商業地域（富士見支所の所管区域内の近隣商業地域を除く）、商業地域、準工業地域の区域及び大胡支所の所管区域内の工業地域の区域、粕川支所の所管区域のうち主要地方道前橋大間々桐生線、県道深津伊勢崎線、東神沢川及び大正用水に囲まれた区域、多田山産業団地の一部（前橋市域）
	第 4 種区域	用途区域のうち工業地域（大胡支所の所管区域内の工業地域を除く）及び工業専用地域、朝倉工業団地、西善工業団地、東善・中内工業団地、中内第二工業団地、泉沢工業団地の区域

9 特定工場等に対する騒音の規制基準

単位：dB

時間の区分 区域の区分	昼間	朝	夕	夜間
	午前 8 時 ～午後 6 時	午前 6 時 ～午前 8 時	午後 6 時 ～午後 9 時	午後 9 時 ～翌午前 6 時
第 1 種区域	45	40		40
第 2 種区域	55	50		45
第 3 種区域	65	60		50
第 4 種区域	70	65		55

※計量は、A 特性を用いる。

※ただし、第 2 種区域、第 3 種区域、第 4 種区域内に所在する次の施設の敷地の周囲おおむね 50m の区域内における基準は、上表で定める基準より 5dB(A)減じた基準値としている。

1. 小学校、中学校、高等学校、大学、盲学校、ろう学校、養護学校、幼稚園
2. 保育所
3. 病院及び診療所のうち患者の収容施設を有するもの
4. 図書館
5. 特別養護老人ホーム
6. 幼保連携型認定こども園

10 特定建設作業等に対する騒音の規制基準

単位：dB

基準の区分 特定建設作業	特定建設作業の 場所の敷地境界 線における騒音 の大きさ	夜間作業		1日の作業時間		作業期間	日曜日 その他の 休日の 作業
		第1,2,3種 及び4種の 一部区域	左記以外 の区域	第1,2,3種 及び4種の 一部区域	左記以外 の区域		
くい打機、くい抜機 又はくい打くい抜 機を使用する作業	85	午後7時か ら午前7時 までは行 わないこ と	午後10時 から午前 6時まで は行わな いこと	10時間を 超えて行 わないこ と	14時間を 超えて行 わないこ と	連続して 6日を超 えて行わ ないこと	行わない こと
びょう打機を使用 する作業							
さく岩機を使用す る作業							
空気圧縮機を使用 する作業							
コンクリートプラ ント又はアスファ ルトプラントを設 けて行う作業							
バックホウを使用 する作業							
トラクターショベ ルを使用する作業							
ブルドーザーを使 用する作業							

11 深夜営業に係る騒音の規制基準（群馬県公害防止条例）

①音量規制（午後 10 時から翌日の午前 6 時まで）

単位：dB

対象営業	飲食店営業、喫茶店営業、ボーリング場営業、ゴルフ練習場営業、テニス練習場営業、バッティング練習場営業
許容限度	第 1 種区域：40 第 2 種区域：45 第 3 種区域：50 第 4 種区域：55

②音響機器等の使用規制（午後 11 時から翌日の午前 6 時まで）

対象営業	飲食店営業
対象地域	第 1 種区域、第 2 種区域、第 3 種区域、第 4 種区域
対象となる音響機器	・カラオケ装置 ・ステレオセットその他の音声機器 ・拡声装置 ・録音・再生装置（カラオケ装置を除く） ・有線ラジオ放送装置（受信装置に限る） ・楽器

12 振動地域の類型、区域の区分

振動の区域の区分	用 途 地 域
第 1 種区域	都市計画法第 8 条第 1 項第 1 号の規定により定められた用途地域（以下「用途地域」という。）のうち第一種低層住居専用地域及び第二種低層住居専用地域並びに鶴が谷町の区域 用途地域のうち第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、市街化調整区域（多田山産業団地の一部（前橋市域）を除く）、大胡支所の所管区域のうち第 2 種区域を除く区域、宮城支所及び粕川支所の所管区域のうち前橋勢多都市計画区域であって第 2 種区域を除く区域、富士見支所の所管区域
第 2 種区域	用途地域のうち近隣商業地域（富士見支所の所管区域内の近隣商業地域を除く）、商業地域、準工業地域の区域及び大胡支所の所管区域内の工業地域の区域、粕川支所の所管区域のうち主要地方道前橋大間々桐生線、県道深津伊勢崎線、東神沢川及び大正用水に囲まれた区域、多田山産業団地の一部（前橋市域） 用途地域のうち工業地域（大胡支所の所管区域内の工業地域を除く）及び工業専用地域、朝倉工業団地、西善工業団地、東善・中内工業団地、中内第二工業団地、泉沢工業団地の区域

※振動規制法の第 1 種区域は、騒音規制法の第 1 種区域と第 2 種区域に該当
振動規制法の第 2 種区域は、騒音規制法の第 3 種区域と第 4 種区域に該当

13 振動の特定工場等に対する規制基準

単位：dB

区域の区分	時間の区分	昼 間	夜 間
		午前 8 時～午後 7 時	午後 7 時～翌午前 8 時
第 1 種区域		65	55
第 2 種区域		70	65

※ただし、各区域内に所在する次の施設の敷地の周囲おおむね 50m の区域内における基準は、上表で定める基準より 5dB 減じた基準値としています。

1. 小学校、中学校、高等学校、大学、盲学校、ろう学校、養護学校、幼稚園
2. 保育所
3. 病院及び診療所のうち患者の収容施設を有するもの
4. 図書館
5. 特別養護老人ホーム
6. 幼保連携型認定こども園

14 振動の特定建設作業等に対する規制基準

単位：dB

基準の区分 特定建設作業	特定建設作業の場所の敷地境界線における振動の大きさ	夜間作業		1 日の作業時間		作業期間	日曜日 その他の 休日の 作業
		第 1, 2, 3 種 及び 4 種の 一部区域	左記以外の 区域	第 1, 2, 3 種 及び 4 種の 一部区域	左記以外の 区域		
くい打機、くい 抜機又はくい打 くい抜機を使用 する作業	75	午後 7 時か ら午前 7 時 までは行 わないこ と	午後 10 時 から午前 6 時までは 行わない こと	10 時間を 超えて行 わないこ と	14 時間を 超えて行 わないこ と	連続して 6 日を超え て行わな いこと	行わない こと
鋼球を使用して 建築物その他の 工作物を破壊す る作業							
舗装版破碎機を 使用する作業							
ブレーカーを使 用する作業							
空気圧縮機を使 用する作業 (条例)							

15 悪臭の規制地域の区分、臭気の規制基準

規制地域の区分	敷地境界	気体排出口（煙突など）	排水
A 区域	12	事業場ごとに算出する。	28
B 区域	15		31
C 区域	18		34
D 区域	21		37

○A 区域

大胡支所、宮城支所、粕川支所及び富士見支所の所管区域以外の第一種低層住居専用地域、
第一種及び第二種中高層住居専用地域並びに第一種及び第二種住居地域の区域、準住居地域の区域

○B 区域

大胡支所、宮城支所、粕川支所及び富士見支所の所管区域以外の近隣商業地域、
商業地域及び準工業地域の区域

○C 区域

- 1 大胡支所、宮城支所、粕川支所及び富士見支所の所管区域以外の工業地域及び工業専用地域の区域
- 2 朝倉工業団地、西善工業団地、東善工業団地、中内工業団地、泉沢工業団地及び城南北部工業団地の区域
- 3 亀泉町、荻窪町、小坂子町及び荒口町の各々一部

○D 区域

A 区域、B 区域及び C 区域以外の区域